

第 3 5 号議案

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
足立区道路占用料等徴収条例（昭和 2 8 年足立区条例第 1 4 号）の一
部を次のように改正する。

別表法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の部金額の欄中

「		「																							
	<table border="1"><tr><td>6,570</td></tr><tr><td>10,200</td></tr></table>	6,570	10,200	を	<table border="1"><tr><td>6,750</td></tr><tr><td>10,300</td></tr></table>	6,750	10,300																		
6,570																									
10,200																									
6,750																									
10,300																									
	」		」																						
「		「																							
	<table border="1"><tr><td>3,740</td></tr><tr><td>6,040</td></tr><tr><td>8,320</td></tr><tr><td>510</td></tr><tr><td>68</td></tr><tr><td>33</td></tr><tr><td>5,180</td></tr><tr><td>3,450</td></tr><tr><td>10,700</td></tr><tr><td>20,400</td></tr><tr><td>9,440</td></tr></table>	3,740	6,040	8,320	510	68	33	5,180	3,450	10,700	20,400	9,440	を	<table border="1"><tr><td>4,480</td></tr><tr><td>7,240</td></tr><tr><td>9,980</td></tr><tr><td>600</td></tr><tr><td>60</td></tr><tr><td>36</td></tr><tr><td>5,900</td></tr><tr><td>3,610</td></tr><tr><td>12,000</td></tr><tr><td>18,000</td></tr><tr><td>11,300</td></tr></table>	4,480	7,240	9,980	600	60	36	5,900	3,610	12,000	18,000	11,300
3,740																									
6,040																									
8,320																									
510																									
68																									
33																									
5,180																									
3,450																									
10,700																									
20,400																									
9,440																									
4,480																									
7,240																									
9,980																									
600																									
60																									
36																									
5,900																									
3,610																									
12,000																									
18,000																									
11,300																									
	」		」																						

に、

に改め、同表法第 3 2 条第

1 項第 2 号に掲げる物件の部金額の欄中

「

130
220
330
510
680
1,040
1,400
2,410
3,450
6,910

を

「

140
250
360
540
720
1,080
1,440
2,530
3,610
7,230

に改め、同表法第 3 2 条第

」

」

1 項第 3 号に掲げる施設の部金額の欄中「 7 , 2 4 0 」を「 8 , 6 8 0 」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設の部金額の欄中「 9 , 4 4 0 」を「 1 1 , 3 0 0 」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設の部金額の欄中

「

10,400
6,250
8,220

を

「

9,020
5,410
8,040

に改め、同表法第 3 2 条第

」

」

1 項第 6 号に掲げる施設の部金額の欄中

「

200
20,400

を

「

180
18,000

に改め、同表令第 7 条第 1

」

」

号に掲げる物件の部金額の欄中

「		「		
	20,400		18,000	
	8,640		9,640	
	200	を	180	に改め、同部の次に次のよ
	20,400		18,000	
	204,000		180,400	
	102,000		90,200	
」		」		

うに加える。

令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき 1年	12,000
令第7条第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.024を乗じて得た額

別表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料置場の部占用物件の欄中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に改め、同部金額の欄中

「		「		
	12,900		15,400	
	4,170	を	5,000	に改め、同表令第4号に掲げる
	20,400		18,000	
」		」		

仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設の部占用物件の欄中「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改め、同部金額の欄中「9,440」を「11,300」に改め、同表令第7条第6号及び第11号に掲げる施設の部占用物件の欄中「第7条第6号及び第11号」を「第7条第8号及び第13号」に改め、同

表令第7条第7号に掲げる施設並びに同条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場の部占用物件の欄中「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「同条第8号」を「同条第10号」に改め、同表令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物の部占用物件の欄中「第7条第9号」を「第7条第11号」に改め、同表令第7条第10号に掲げる器具の部占用物件の欄中「第7条第10号」を「第7条第12号」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

道路占用料を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。